

高校生映画祭 2016  
第 11 回映画甲子園  
募集要項

# 開催概要

## 1. 趣 旨

インターネット網や映像メディアのデジタル化がもたらした「通信と放送の融合」で象徴されるコンテンツ制作と配信技術は新しい学問・技術体系として『メディアサイエンス』の構築の必要性を醸造し、多くの大学のカリキュラムに取り入れられています。

早稲田大学が設立した『表現工学科』は「インターメディア」(科学技術と芸術表現の融合)への理解を深め、更なる研究と映像表現技術の研鑽を志す新たな才能の発掘、指導育成を行なうことで、メディアサイエンスの構築の一翼を担うものです。

また、高校の現場において映像教育を実践する教職員を対象とするシンポジウムを併設して、高校生段階において、インターメディアの基礎となる4つの構成要素である「観察力」「表現力」「チームワーク力(コミュニケーション能力)」と「IT 技術(の駆使)力」を如何にして高校生に身につけさせるかを聚義、検討して行くことで、映画制作活動を通じて高校生が創造性を発揮し、培い、個性を一層伸長させ、新時代の文化大国日本の文化芸術の裾野を拡大させることを目指します。

## 2. 目 的

- ① 映像制作活動を通じ、芸術・文化・科学を愛好する心を育てると同時に、自らが文化の発信者となるための観察力・表現力・コミュニケーション能力・情報通信技術(駆使)力などを高める。
- ② 芸術を理解し消化する力と新たな文化を創造する力を育てるとともに、情報発信(受信)者としての自覚と資質を高める。
- ③ 公共の場に成果を発表することで、社会との関わりに目を向け、映画(映像表現)の持つ情報伝達力の大きさと高度情報化社会(コミュニケーションの場)において映像表現の果たすべき役割の大きさを学ぶ。

## 3. 主 催

早稲田大学 基幹理工学部 表現工学科 坂井滋和研究室  
特定非常利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター

## 4. 後 援

全国映画教育協議会\*

\* 加盟校一覧(五十音順) 桜美林大学総合文化学群映画コース/大阪芸術大学芸術学部映像学科/京都造形芸術大学映画学科/神戸芸術工科大学先端芸術学部映像表現学科映画コース/城西国際大学メディア学部メディア情報学科/宝塚大学東京メディア・コンテンツ学部メディア・コンテンツ学科/東京芸術大学大学院映像研究科映画専攻/東京造形大学デザイン学科映画専攻領域/東北芸術工科大学デザイン工学部映像学科/名古屋学芸大学映像メディア学科/日本映画大学映画学部映画学科/日本大学芸術学部映画学科/武蔵野美術大学造形学部映像学科/立命館大学映像学部/早稲田大学基幹理工学部表現工学科

※各大学には審査のご協力頂くほか、特別講習会、ワークショップなどのご協力を頂く予定です。

## 5. 協 力

一般社団法人日本再生推進機構/学校法人東放学園・東放学園映画専門学校

# 第11回映画甲子園について

## 1. 募集部門について

高校生映画祭 2016(第11回映画甲子園)の出展作品の募集部門は、以下の①競作部門と②品評部門の2部門です。

### ① 競作部門 High School Movie Battles 映画甲子園

『成長 ～Growing Age～』をテーマとした30分程度の作品を制作していただき、対戦形式で作品の出来映えを競い合います！

- ・一次審査で選抜された16作品が抽選による対戦相手と出来映えを競い合います。
- ・4回戦のトーナメント戦です。決勝戦で「優勝」と「準優勝」作品が決まります。
- ・前出16大学の先生が審判となり、確かな批評眼(複眼)で優勝劣敗を決定します。

※途中敗退の作品についても「審査員特別賞」が贈られる可能性があります。

※今回大会の企画立案に際して、早稲田大学坂井滋和先生の「今更だけれど『甲子園』なんだから『優秀』じゃなくて『優勝』作品を決めるべきではないか…」という発言(提案)があり、他大学の先生方の賛同が得られましたので、本映画甲子園は、野球の甲子園大会同様、映画作品の「対戦」で優勝劣敗を決定する「競作部門」を新設することになりました。

### ② 品評部門 High School Movie Awards 高校生映画祭 ※従来の自由作品部門

自由制作作品を応募してもらい、専門委員の評価による「格付け」をします。

- ・加点法による10段階評価により「特選」「準特選」「秀作」「佳作」「奨励賞」「激励賞」「努力賞」を贈賞します。
- ・各作品の評価結果は毎年大会後に発表する「受賞校番付」に反映します。
- ・「佳作」以上の評価を得た作品は「映画甲子園アーカイブス」に登録されます。
- ・「特選」の中から特に優れていると認められる作品は「高校生映画の殿堂(仮)」に収容します。

※従来どおり、特選作品中より「最優秀作品」「優秀作品」を選定します

※従来の「入選」を「秀作」に呼称変更し、「督励」を廃して新たに「激励」と「努力」賞を設定します。

※テーマやジャンル、表現形式など、作品時間以外には一切の制限を設けない部門です。但し、公序良俗に反する表現や特定の人を誹謗中傷するような内容は避けてください。作品時間数は60分以内です。

## 2. 参加費(応募料)について

① エントリー料 : 出品応募1団体につき 2,000円

② 審査料 : 1作品につき 1,000円

※参加費の払込先等については、ご応募を頂いた後、出品作品数を確認させて頂く連絡をEメールで差し上げ、出品数に応じた参加費を確定させて頂いたうえで通知申し上げます。

## 3. スケジュールについて

### ① 作品提出期間

2016年9月1日(木)～10月31日(月) ※最終日の日付で発送された分まで受付

## ② 予選審査(競作部門)/格付け審査(品評部門)

審査:作品到着より随時

予選結果のお知らせ(競作部門):11月19日(土)

※予選結果は、公式サイトで発表するほか、映画甲子園事務局より、ご提出頂いた作品応募シートに記載された電子メールアドレスに通知いたします。

※格付け審査の発表は最終審査結果発表会(2016年12月24日)に行います。

## ③ 映画甲子園(競作部門)トーナメント

11月21日(月)～12月18日(日)

※トーナメント戦の経過(及び結果)は、大会公式サイトで公開します。

対戦の結果につきましては、映画甲子園事務局より、ご提出頂いた作品応募シートに記載された電子メールアドレスに通知いたします。

## ④ 競作部門「決勝戦」/最終審査結果発表/特別セミナー/表彰式

2016年12月24日(土)

会場:早稲田大学国際会議場井深大記念ホール

※詳細は、決定次第公式 WEB サイトで発表するほか、映画甲子園事務局より通知いたします。

## 4. 応募資格について

映画甲子園は“高校生”の映画の祭典です。個人応募、グループでの応募(クラス、クラブ、同好会など)いずれの場合も、以下の2点のいずれかを応募者全員がクリアしていることが条件となります。

※ グループでの応募の場合、異なる学校に通う人たちのグループでも応募できます。

- ① 全国の高等学校(全日制・定時制・通信制高等学校、高等専門学校、中等教育学校・中高一貫校、養護学校高等部など)に2016年4月1日時点で在籍する生徒であること。
- ② 1998(平成10年)年4月2日～2001(平成13年)年4月1日の間に生まれた者であること。

## 5. 出品について

応募いただく作品については、「募集部門について」の項で説明申し上げたとおりですが、以下の各点に留意して作品を制作して出品してください。

- ① 出演者を除く制作者の全てが上記1の「応募資格」を持った者による映像作品であること。  
※1 他の人が書いた原作・脚本を用いて制作する場合は応募前に原作・脚本執筆者及び、共同著作者から応募及び映像作品製作等のための使用許可を得ておいてください。  
※2 他の人が制作した映画を無断で出品したり、他の人の映画・映像作品の全部または一部を盗用した作品は失格となります。  
※3 作品内の出演者についての制限はありません。 ※学校関係者に限らず、どなたでもご出演が可能です。
- ② 作品時間は、競作部門作品 = 30分程度、自由作品 = 60分以下とします。
- ③ 公序良俗に反する不適切な表現や特定の人を誹謗中傷するような内容は避けてください。
- ④ 応募数に制限はなく、同一の団体(代表者)から複数の作品を出品いただけます。

## 6. 応募方法について

- ① SMN 公式サイト内のエントリーフォームよりお手続きを行なうか、本要綱に添付した「参加申込書」を映画甲子園事務局までご回送ください。

- ② 2016年10月31日(月)までに以下のa/b2点(他者の著作物を使用する場合は+c)を映画甲子園事務局まで郵送してください。

郵送の際には作品が録画された記憶媒体が破損しないよう、梱包に注意してください。

a.「作品応募シート」(必要事項をすべて記入)

SMNの公式サイトからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、事務局にご相談ください。

自由作品を複数応募する場合には、作品ごとに個別の作品情報シートを用意してください。

b.「作品」

作品はDVD等の記録媒体に録画して応募してください。

※DVDで応募する場合はパソコン・民生用DVDプレーヤーで再生可能であることを事前に確認してください。

出品作品は表彰会場などで公開上映されることもありますので、映像状態の良いものをお送りください。

※応募作品は返却しませんので、マスターではなくコピーをとった複製のものをご応募ください。

c.「著作物使用許諾書」(任意)

作品内で使用される全ての第三者の著作物(音楽、画像、写真、文章その他)については、応募者自身で著作権の処理を行ってください。使用許諾を得たものに関しては「使用許諾書」等を作成・明記の上、コピーしたものを作品に添付して提出してください。

許諾を得ずに作品内で使用し、権利侵害や損害賠償などの訴えがあった場合、主催者側では一切の責任は負いかねますのでご注意ください。

## 7. 失格について

第11回映画甲子園に応募し、審査を経て賞が確定し、出品作品が公開された後であっても、次の不正があった場合には「失格」となります。

- ① 募集要項の各項に違反があった場合。また、製作された作品内で他者への著作権侵害が判明し、著作権者・著作隣接権者から使用許諾を得ていない場合。
- ② 応募記載事項に事実が記載されていなかった場合。
- ③ その他、コンクール参加者としてふさわしくない反社会行為が認められた場合。

## 8. 応募作品の著作権について

人々や法人が創作した文芸、学術、美術、音楽などの文化的な創作物(=著作物)は著作権法で保護されていますので、他の人が創作した著作物を利用するときには、著作者(JASRAC)の許諾を受けなければなりません。

また、著作権法は著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード会社、放送事業者などに「著作隣接権」という権利を与えて保護しています。出品作品中に市販のCDやテープを音源として利用する場合、JASRACの手続きとは別に、レコード会社から音源利用についての許可を得る必要があります。

作品に音楽などの著作物を利用する場合、著作権・著作隣接権の権利処理について十分に注意してください。

### 【音楽の著作物利用について】

以下の手順で著作権手続きの確認作業を必ず行ってください。

- ① JASRACが管理している楽曲か否かをJASRACホームページのサイト内にあるJASRAC作品検索サービス「J-WID」で確認してください。

JASRAC ホームページ <http://www.jasrac.or.jp>

- ② JASRAC が管理している日本曲を使用する場合、JASRAC 所定の申込書「映像ソフト録音利用申込書(新譜用)」および「映像ソフト録音利用明細書」に記入し、JASRAC へ著作権の手続きを行ってください。JASRAC から利用許諾を得た場合、申込みの際に「映像ソフト録音利用許諾書」のコピーを添付してください。

JASRAC 映像ソフト録音利用手続きの詳細 <http://www.jasrac.or.jp/info/create/video.html>

JASRAC 映像ソフト録音申込書類のダウンロード [http://www.jasrac.or.jp/info/d\\_02.html](http://www.jasrac.or.jp/info/d_02.html)

なお、インターネットでの利用申込みも可能です。インターネットで利用申込みされる場合は、JASRAC サイト TOP 画面より「J-RAPP」を選択し、J-RAPP トップメニュー(ログイン画面)で利用者登録を行ってください。ログイン ID とパスワード発行までに約1週間かかりますので、インターネットでお申込みいただく場合は、お早めのお手続きをお願いいたします。WEB 申請で JASRAC から利用許諾を得た場合も、申込みの際に「映像ソフト録音利用許諾書」のコピーを添付してください。

#### <注意>

- \* 外国曲(J-WID の検索で表示される作品コード(8 桁)の左から 2 番目の文字がアルファベットで表記されているもの)や専属曲(J-WID の作品詳細表示画面の「ビデオ」の該当区分に専属とある作品)は応募作品に利用しないよう注意してください。(※)
- (※)外国曲や専属曲は事前に権利者やレコード会社に直接連絡を取り、金額の指定を受ける必要があります。この場合の指定金額は通常かなり高額となり、利用不可となるケースもあることから、予め除外いただいております。
- \* JASRAC が管理していない楽曲を利用する場合(他の著作権管理団体が管理している楽曲や管理団体に所属していない作家の楽曲を利用する場合など)、該当する著作権者から直接許諾を得る必要があるので注意してください。
- \* 替え歌をするなど著作者の許可なく著作物を改ざんして利用することは、「著作者人格権」の侵害行為とみなされますので注意してください。
- \* 著作権の保護期間は作家の死後 50 年間ですが、外国曲の場合、戦時加算制度により通常の保護期間におよそ 10 年が加算される作品があるので注意してください。
- \* 原詞・原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品や訳詞されているものを利用する場合、著作権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。
- \* 著作権音源フリーといわれる「ライブラリー音楽」を利用する場合、音源は自由に利用できても著作権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。

#### 【使用音源について】

利用楽曲の著作権の有無にかかわらず、市販のCDやテープを音源として利用する場合、レコード会社から音源利用についての許可を得る必要があります。レコード会社へ直接問合せ、音源について許諾を得てください。(CDの音源が利用できないものもありますので必ずレコード会社へお問合せください)

特に著作権が消滅している作品のCDやテープを音源として利用する場合は注意してください。(着メロ、カラオケ音源等を利用する場合も音源製作者から利用許諾を得る必要があります)

#### 【音楽以外の著作物の利用について】

応募作品に音楽以外の著作物を利用する場合も、製作責任者自身が関係権利者・団体に利用許可を得る必要があります。

## 9. 応募作品の取り扱いについて

出品作品につきまして、応募者は、エントリー時点で、以下のことを承認したものとさせていただきます。

- ① 公式ホームページを通じ、不特定多数の視聴者に配信する。
  - ② 全国各地の劇場や上映施設を備えた公会堂などで上映する。
  - ③ DVD-Rに録画し、NPO 法人学校マルチメディアネットワーク支援センターのネットワーク参加校に配布したり、本大会の支援者や映画ファンなど、広く一般に頒布する。
  - ④ 映画甲子園実行委員会が取材等を認めたラジオ・TVなどのメディアを通じて放送する。
- ※尚、映画甲子園実行委員会では、以上各項のために出品作品の編集を行う場合があります。

## ご注意

出品作品は応募者が著作権を有しているもの、もしくは応募者の責任で予め著作権を有する原作者の使用許諾を得ることを応募の条件とします。

万一、第三者から応募された作品に対して権利侵害や損害賠償が主張された場合には、実行委員会は免責となります。また、逆に、応募作品の著作権などが第三者によって侵害された場合、主催者は侵害の実態を調査し、その作品の登録データを公開して侵害を被った事実を公表する等の善後策を講じます。

出品作品の著作権は応募者に帰属しますが、出品作品は、映画甲子園実行委員会が大会の広報・PR等、非商用目的で活用あるいは複製・加工・二次的利用をする場合、映画甲子園実行委員会の判断で使用できるものとします。応募者は応募の時点で、この条件を予め許諾したものとみなします。

上記の条件は、応募作品のパブリシティー権(放映権、出版権等)や二次著作権(著作隣接権)が第三者に移転した場合にも承継されることとします。

したがって、受賞者は応募作品を第三者に有償・無償の別を問わず譲渡若しくは貸与する場合には、受賞者の責任において第三者との間でこの旨の契約事項を盛り込んだ契約の締結が必要となります。

## 10. 諸注意

- ① 応募時に提出された作品・資料などは返却されません。
- ② 諸事情により公式サイトに不具合が発生し、配信の際に事故が起こった場合、主催者に重大な過失の無い限り、主催者は一切の責任を負いません。
- ③ 応募の際に寄せられた個人情報(映画甲子園実行委員会が管理し、本人の承諾無しに情報の開示等を行う事はありません)。
- ④ 諸事情により、お知らせしている内容を一部変更する場合があります。
- ⑤ 以上内容注意事項をご確認いただき、同意された上でエントリーしてください。

以上

### ◆担当/お問い合わせ先

〒162-0042 東京都新宿区早稲田町 85 番地 5F

映画甲子園事務局

TEL : 03-6457-6210 / FAX : 03-6457-6217

e-mail : [info@smn.or.jp](mailto:info@smn.or.jp) / URL : <http://www.smn.or.jp/>